

施策の方向

① 差別の解消と合理的配慮の推進【重点施策】

○ 障がい及び障がい者に関する理解の普及

- ・すべての町民が共生できる社会づくりを推進するために、ホームページや広報紙等、多様な媒体を通じて情報提供や啓発を行い、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。
 - ・日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を講演会、広報等で行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。
 - ・行政機関等においては、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項に基づき、必要かつ合理的配慮や、差別を受けた場合等の対応を図れるよう役場職員に向けた研修等を実施します。
 - ・令和6年度から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、制度の理解を促進し、相談支援を実施します。
 - ・障がい者支援のボランティア活動等の推進に努めます。
- 障がい者及びその家族などが組織する団体の活動について支援を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。
- ・各障がい者団体の代表と障がい者福祉関連全般について意見交換の場を設け、施策への反映などに配慮します。

② 権利擁護の推進

○ 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度による支援を必要とする障がい者やその家族に対し、情報提供に努めます。また、判断能力が不十分で適切に福祉サービスを利用する事が困難な障がい者について、積極的に法定後見開始の審判の申立てを家庭裁判所に行い、障がい者の身上監護を図ります。

○ 障がい者虐待防止等の啓発活動の推進

- ・町民に対し障がい者虐待の防止に関する啓発、虐待を発見した場合の通報義務等必要な事項の周知を図るとともに、関係機関との連携を図り、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待があった場合に迅速に対応ができるよう対応マニュアルの作成を図ります。

③ 地域福祉活動の推進

○ 地域交流の促進

- ・障がい者と地域の交流を促進するため、障がい者団体、障がい者施設が地域住民とともにを行う各種行事の開催を積極的に支援します。
- ・障がい者施設の近隣自治会へも積極的に働きかけを行い、参加を促すとともに、小中学校との交流会や体験会の開催なども働きかけを行います。

○ 地域支え合いネットワークの活用

- ・だれもが自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、高齢者をはじめとする地域住民全体の地域の中での支え合いの体制づくりを推進するために、今後も地域支え合いネットワークを活用し、充実に努めます。

④ 福祉教育の充実

○ 学校における福祉教育の強化

- ・社会福祉協議会との連携を図り、児童生徒に対して障がい者の理解を深めるために、実体験を重視した授業を展開し、総合的な学習以外でも障がいに対しての正しい理解を促します。
- ・子どもが地域の障がい者や高齢者に働きかける活動を行います。

○ 交流及び共同学習の推進

- ・特別支援学校と連携を取り合いながら障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の共同体験を進めます。特別支援学校と小中学校の交流を前進させて互いの理解をさらに深めます。

⑤ ボランティア活動の推進

○ ボランティアセンター機能の充実

- ・ボランティア活動に関する情報提供に努めるとともにボランティアのコーディネート体制の充実に努めます。
- ・障がい者をはじめとする全ての住民が地域の中で支え合って暮らしていくための体制づくりの重要な手段として、ボランティア活動の推進を今後も社会福祉協議会と連携して行います。

○ ボランティアの養成

- ・障がいに関する制度などの講座を開催し、障がいに対する理解を深めます。
- ・SNS 等を活用し、情報発信に努めます。福祉教育をさらに充実させすべての学校が実施・参加してもらえるように内容も検討していきながら進めます。

○ ボランティア活動に対する支援

- ・ボランティアのスキルアップを目的とした講座の開催に努めます。
- ・ボランティア間での交流の場を設けるなど、より良い活動ができる支援に努めます。

2 保健・医療の充実

現状と課題

障がいや疾病の発生予防、重度化を予防するためには、健康診断などで健康を管理し、障がいや疾病を早期に発見、治療を行うことや生活習慣を改善することが重要です。

アンケート調査では、健康を維持するために最も心がけていることとして、「なるべく体を動かすようにしている」、「規則正しい生活を送るよう心がけている」「定期的に健康診断や医師の診察を受けるようにしている」等の意見があります。

そのため、生涯を通じた健康づくりの推進に向け、「自分の健康は自分でつくる健康づくり」の普及啓発が必要ですが、健診の受診自体が困難な障がい者にとっては、受診をサポートする機器の活用を図るなど、安心して健診を受けられる体制づくりが求められます。

また、障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行える地域の医療機関相互の連携の強化を図る必要があります。

アンケート調査では、通院などの困りごととして、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」という意見もあります。

そのため、できる限り住み慣れた地域で安心して生活していくために、在宅でも医療やリハビリテーションが切れ目なく受けられるよう、医療と介護、福祉サービスの相互の連携強化が必要とされています。

地域で生活する精神障がいのある人とその家族を支援し、精神障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、保健・医療・福祉サービスなどの関係機関と情報を共

有するなどの連携をしながら支援していくことが必要です。また、必要となる情報の提供や相談体制の充実、サービスの利用援助など、精神障がいのある人の地域生活支援に向けた取り組みが必要です。

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、対象となる疾患の範囲が拡大し、患者数の増加が見込まれるため、適切なニーズ把握と支援の提供が必要です。

基本方針

保健センター、医療機関、福祉関係機関などの連携を推進し、年代やライフステージに応じた健康教育、健康相談等を充実し、障がいや疾病の予防、早期発見、治療、各種福祉制度の周知に努めます。

また、障がいの発見から療育へ円滑に移行できるよう、連携体制を一層充実し、早期発見、治療などを実施できるよう専門的な援助体制の充実に努めます。

保健所と連携し、難病患者やその家族への支援を実施します。地域住民や関係事業所に対し、発達障がいの正しい知識やその特性と支援のあり方について、理解の促進に努めます。

施策の方向

① 障がいの発生予防

○ 健康診査・保健指導などの充実

- ・各種健診・がん検診の意義や重要性についての周知啓発を図り、企業や医療機関等と連携し受診率向上を目指します。また、年代やライフステージに合わせた健康づくり事業を推進します。
- ・健（検）診結果に基づき、生活習慣の改善や医療機関への受診勧奨など行動変容につながるような保健指導の充実を図ります。

② 早期発見・早期療育体制の確立

○ 母子保健や健康等相談の充実

- ・ハイリスク妊婦の方への支援の強化を行い、訪問・電話などで支援します。
- ・健診を行うだけでなく、必要な相談・支援につながるよう関係職種等の連携も密にしていきます。

○ 発達相談の強化

- ・保健指導や発達相談体制の充実を図り、関係機関の連携による障がいの早期発見・早期療育への一貫した相談指導体制を整備推進します。

○ 医療体制の強化

- ・地域の小児医療機関また、2次小児医療機関、3次小児医療機関とも連携を強化し安心して地域で生活が送れるよう体制を強化していきます。

③ 精神保健・医療施策の推進

○ 精神保健に関する理解の推進と環境の整備

- ・こころの健康や精神障がい等に関する知識の普及啓発を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

○ 障がい者に対する医療の充実

- ・住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉など関係機関との情報共有を広域的に図るなど連携を推進していきます。

④ 難病対策の推進

○ 難病に関する理解の推進と支援の充実

- ・保健所をはじめとした関係機関との協力・連携を強化し、難病患者・家族に対する福祉サービスの充実に努めます。
- ・町の相談窓口を設置し、難病医療費助成制度の紹介等、普及啓発に努め、支援の充実を図っていきます。

3 療育・保育・教育の充実

現状と課題

子どもにとって障がいの早期発見は、適切な治療や療育を行うために重要で、その後の成長や発達に大きく影響します。

本町では、幼児期に保健センターでの健康診査やワイワイひろば・幼児相談等からことばの教室へつないだり保育園・幼稚園との連携を図っています。

今後も障がいや疾病の早期発見・早期療育などのために、障がい特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野とのさらな

る連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

また、保育園や幼稚園、学校においては、個別の対応や適切な指導を必要とする子どもが増加しています。障がいのある児童については、就学前後で生活や教育環境が変化するため、その成長に合わせ、状況に応じたきめ細かな支援を進めていくことが重要です。

アンケート調査によると、発達障がいと診断された方は、回答者の1割ほどとなっています。

現状として、小学校においては、通級児童が多くなり、指導時間の確保が難しい状況も伺えます。

そのため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育が可能となる体制の強化が必要です。

また、特別支援教育の対象となる子どもたちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）、児童福祉法の改正（平成28年6月3日施行）を踏まえ、こうした子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や進路選択における相談支援を行える体制を整えることが求められています。

基本方針

乳幼児期を中心とした健康診査や保健指導・相談事業等、早期発見と早期療育体制を充実することにより、障がいの軽減や健やかな成長を支援します。

保育園、幼稚園、小中学校への切れ目のない連続性のある教育指導の充実を図ります。障がいのある児童の進路選択時における、保護者への相談支援体制の充実を図ります。

また、LD（学習障がい）、AD/HD（注意欠陥／多動性障がい）など特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、専門的な対応が可能となるよう各種相談支援機関との連携を図ります。

施策の方向

① 療育機能の充実

○ 療育機能の強化

- ・専門医療・療育等が必要な児童について、医療機関、保健所、子ども相談センター、

保健センター、保育園、幼稚園、学校、ことばの教室、こども家庭センターなど関係機関との連携を密にし、障がいの実態に応じた療育指導に努めます。

- ・療育機関の体制を強化するため、児童発達支援センターの設置を検討します。

② 障がい児保育の充実

○ 相談体制の強化

- ・保健・医療・福祉・教育の関係機関の連携を強化し、早期からの教育相談の充実に努めます。ことばの教室へ通っている子どもで、医療へつながっているケースに関しては、連携を図っていきます。

○ 早期教育の充実

- ・障がいのある子どもの健やかな発達を保障するため、保健・医療・福祉・教育の関係機関と保護者が密接な連携を図り、一人ひとりの特性や成長段階に合わせた教育、療育が受けられるよう努めます。

○ 各関係機関との連携において継続的、個別的な指導

- ・保護者と子どもの発達について、早期に相談できる体制を整え、各関係機関と連携し、継続的、個別的な指導に努めます。

○ 保育園・幼稚園の充実

- ・障がいのある子どもの個々の状態に応じて適切な保育が受けられるように配慮し、個別支援計画による状況に応じた様々な支援の充実を関係機関と相互に連携しながら推進します。また、受け入れ体制を充実させるため、保育士等が各種研修会に参加するなど、保育に携わる人材の資質の向上を図ります。

③ 障がい児教育の充実

○ 就学・就労支援及び相談体制の整備

- ・障がいの早期発見・早期療育の推進を図り、乳幼児期から学童期、卒業後など一貫した相談支援体制がとれるよう各相談支援機関の連携を図り、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を行います。

○ 発達障がい児への支援

- ・自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動

性障がいなどの発達障がいを有する障がい児について、早期発見に必要な措置や就学前の発達支援、医療、保健、福祉、教育、労働関係機関などとの連携により、地域における体制等を整備し、生活支援を図ります。

○ 特別支援教育体制の充実

- ・LD（学習障がい）、AD/HD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症などの障がいをもつ児童生徒に対する支援体制の充実を図ります。

○ 専門機関など幅広いネットワークの確立

- ・医療機関、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）、福祉機関など、幅広いネットワークを構築し、各学校への支援に取り組みます。
- ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置し、関係機関等が連携を図り、医療的ケア児支援のための体制を構築します。
- ・一貫した支援体制、相談支援のネットワークを強化し、基幹相談支援センターとの連携を図りながら体制をさらに整備していきます。

○ 教職員などの指導力向上

- ・LD（学習障がい）、AD/HD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症などを含めた様々な障がいについて、教職員などの指導力を向上するため、研修の充実を図ります。
- ・専門家を招き具体的な事例に基づく研修を通して特別支援教育についての実践力を高めます。

④ 切れ目のない支援の仕組みづくり【重点施策】

○ 御嵩町発達障がい児ネットワーク事業の構築

- ・児童発達支援センターと連携を図ります。
- ・コーディネーターを設置し、町内関係機関との連携を図ります。
- ・乳幼児期から学齢期までの一貫した支援の体制整備を図ります。
- ・進学や卒業による各ライフステージにおける途切れのない支援につなげていくために、相談支援で一環した関わりがもてるような体制の整備を行います。

○ 関係機関と連携強化

- ・特別な支援が必要な子どもの保育や教育にあたり、関係する医療、保健、福祉、教

育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援に努めます。

- ・個別の教育支援計画を各園各校で共通したものを作成し、幼保小中高において支援体制の引き継ぎを確実に行い、連携を図ります。通級指導を充実させ、保護者のニーズに応えます。
- ・保健センターの相談で専門職が関わり、ケース会議等にも専門職（臨床発達心理士）の助言をいただくことで、充実を図ります。

4 雇用・就労の促進

現状と課題

本町では、労働意欲のある障がい者のために相談事業所等と連携をとり、その充実に努めており、今後も、障がいのある人が、経済的に自立し、生きがいをもち、地域で暮らしていくため、事業主や町民の、障がいや障がいのある人の雇用についての理解の普及・啓発や、就労支援にかかる施策の推進が必要です。

アンケート調査では、障がいのある方が働くために必要なことについて「障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること」「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」を回答した方がそれぞれ4割を超えています。

障がい者雇用において、障がいの特性や必要な配慮を理解したうえで、適切な雇用が行われるよう、企業の理解や意識の向上や、制度などの周知啓発が必要です。

福祉的就労の場は、日中の活動の場、社会参加の場、民間企業へ就労するための訓練の場として貴重な存在です。

アンケート調査では、今後、就労形態の希望をみると、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で「就労移行支援・就労継続支援」の割合が高くなっています。

就労を希望する障がい者からの要望も多いことから、広報活動や関係機関への働きかけなどを通じ、今後も需要を把握しつつ、整備の促進に向けた取り組みが必要です。

令和4年度の改正障害者雇用促進法の改正により令和5年度から雇用の質の向上のための事業者の責務が明確化され、令和6年度からは障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方を推進することとなります。

基本方針

障がいのある人が障がいの種類や程度、各人の能力・特性に応じた就労ができるよう、商工会や、ハローワークと連携し、障がいのある人の労働環境の改善、職場・職種開発等働く場の拡大を企業に働きかけ、安定した雇用ができるよう努めます。

障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用を障がい者就業・生活支援センターと連携し推進します。身近な地域での福祉的就労場所の確保のため、地域バランス等も考慮する中で、通所による就労移行・就労継続支援施設等の整備を支援します。

施策の方向

① 障がい者雇用の促進

○ 職業相談・指導の充実

- ・就労意欲を持つ障がい者が、その能力や適性に応じた就労を実現するため、適切な職業相談・指導の充実に努めます。
- ・窓口においても就労場所の紹介などを行い、相談の充実を図っていきます。

○ 職域拡大・環境改善の促進

- ・障がい者雇用の促進に努めます。また、就労後の職場定着を進めるため、事業主に対して障がい者が作業しやすい環境の改善とともに、適切な雇用管理を促します。

○ 一般企業への障がい者雇用の促進

- ・町内の民間企業や事業主に対し、障がいへの理解を促し、ハローワークや就労移行（継続）支援事業者と連携し、雇用促進に努めます。
- ・国や県などの障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度、税制優遇措置、支援制度について広報やホームページなどを積極的に活用し、周知を図ります。また、障がい者の雇用に関して、事業主はもとより町民に対しても、広く理解と協力を得るための啓発活動を積極的に展開します。

○ 就職支援の充実

- ・関係機関との連携を図るとともに、職業紹介等を積極的に推進し、一層の就労支援を行います。

- ・就労支援の一環として、特別支援学校の学生の職場実習などを役場で積極的に受け入れます。

○ 行政（役場）での採用

- ・行政（役場）は、障がい者の実雇用率の達成維持を目指して町職員の計画的な採用を行います。
- ・職員募集時における障がい者枠の設定を検討します。

② 福祉的就労の充実

○ 福祉的就労場所の確保

- ・身近な地域での福祉的就労場所の確保のため、地域バランス等も考慮する中で、近隣市町と連携し、通所による就労移行・就労継続支援施設等を整備します。

③ 就労定着支援

○ ジョブコーチの活用推進

- ・障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用を推進します。

○ 就労後の相談体制の構築

- ・「障害者就業・生活支援センター」や障がい者を雇用する企業等との連携の充実を図り、就労後も相談援助等を行うことのできるフォローアップ体制の構築に努めます。

5 福祉サービスの充実

現状と課題

平成 18 年度施行の障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障がい福祉サービスの提供が始まり、平成 25 年には障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に発達障がい者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々サービス利用量も増加しています。

そのような中で、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしつづけていくためには、ニーズに応じた自立した生活を支える各種生活支援が重要です。

アンケート調査では、障がいのある方にとって住みよいまちをつくるために必要な

こととして、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が4割と最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」等となっており、障がいの種類や個々人の生活環境等状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

障がいのある人が、地域において自立し安定した生活を送るために、住まいの確保と整備が重要です。

そのため、住み慣れた家で安全に生活できるようにするために、さらに介助者の負担軽減のために、住宅改修の相談や利用促進を図ることが必要です。

また、障がいのある人や保護者の高齢化に伴い、グループホームなど、親が亡くなった後の住まいの整備が求められます。

発達障がいは、障がいの程度や現れ方がさまざまであり、幼児期・学齢期・成人期などライフステージに応じて課題も変化することから、一貫性と継続性を持った支援を行うことが重要です。発達障がい者が地域の中で生き生きと暮らしていくためには、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、それぞれの支援体制を充実させていくことが重要です。

また、障がい者の権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の促進の取り組み等を業務内容とした「基幹相談支援センター」を設置し、御嵩町社会福祉協議会が運営委託していますが、年々相談件数が増加しており、体制を強化する必要があります。

基本方針

障がいのある人やその家族が必要とする支援を受けることができるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実に加え、相談窓口の周知を図るとともに、各相談窓口及び関係機関の連携の強化を図り、住宅や介助、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる相談を総合的に支援していくため、基幹相談支援センターの設置などを進めます。

また、在宅生活を支援するための障がい福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障がいの種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実を図ります。

施策の方向

- ① 相談支援体制の充実
- 総合相談支援体制の整備
 - ・総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組み、障がい

者の権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の促進の取り組み等を業務内容とした「基幹相談支援センター」の体制を強化します。

○ 相談員の活用

- ・身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等と隨時ケース会議を開催し、適切な情報提供を行うとともに、緊密な連携を図り、障がい者やその家族の不安解消を図ります。

○ 自立支援協議会の充実

- ・地域の福祉・保健・医療・教育・就労等の専門的な知識のある関係機関から構成する自立支援協議会を通して、支援方法の検討や他機関との連携を強化するなど対応方法を充実させることに努めます。

②生活支援体制の整備

○ あゆみ館の機能強化

- ・知的障がい者の雇用の場の確保、自活に必要な訓練、機能回復など自立と社会参加の促進を支援するため、「御嵩町障害者支援多機能事業所 あゆみ館」の機能強化を図ります。

○ 地域生活支援拠点の整備

- ・相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなどの機能を備えた地域生活支援拠点を整備します。

○ 手帳取得によるサービスの利用促進

- ・手帳取得により受けることができるサービスについて、手帳交付時やホームページ、広報紙などにより適切に広報することで申請等を促し、障がい者やその家族の負担を軽減します。

○ 苦情解決の支援

- ・福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情について、公正・中立な第三者機関として、苦情解決援助を行う岐阜県社会福祉協議会の運営適正化委員会の周知を図り、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利用できるよう支援します。

○ 日常生活自立支援事業の利用促進

- ・判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障がい者に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理などを支援します。日常生活支援事業を利用する方は年々増加の傾向にあり、今後も普及・啓発に努めていきます。高齢化やニーズも多様化している現状であり、安心して生活が送れるためのサポートとして利用を進めています。

③ 施設入所から地域生活への移行支援

○ 生活の場の確保

- ・地域で安心して暮らせるよう、グループホームの整備や賃貸住宅への入居を支援します。

○ 日中活動の場の充実

- ・日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供する放課後等デイサービス事業所、創作的活動や生産的活動の機会などを提供する生活介護事業所、一般就労への移行を目的にした作業所など、障がい者の日中活動の場の拡充を図ります。

○ 移動支援の充実

- ・障がい者が余暇活動の充実、社会参加または日常生活において円滑に外出できるよう、障がい者の移動を支援する移動支援事業の充実を図ります。

○ 障がい福祉計画に基づく施策の推進

- ・障がい福祉計画に基づき、施設との連絡会議や連携を行い、施設に入所している障がい者の地域生活への移行を推進できるようにしていきます。

④ 情報・コミュニケーション体制の整備

○ 情報提供の充実

- ・町の広報やホームページについて、大きな文字を使用するなどの工夫をして障がい者を含めた誰もが読みやすい、わかりやすい紙面づくりに努めます。
- ・多種多様の障がい者福祉サービスについて、広報、ホームページ、リーフレットの配布などにより一層の周知を図ります。

○ コミュニケーション支援体制の強化

- ・相談体制の強化を図るとともに、岐阜県聴覚障害者協会等と連携を図り、手話奉仕員をはじめとしたコミュニケーションを支援する人材の確保・養成・活用を推進します。

○ コミュニケーション支援の充実

- ・聴覚機能障がいなどのため、日常生活において意志の疎通を図ることに支障がある身体障がい者の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣体制をさらに充実します。

6 生活環境の整備

現状と課題

障がいのある人をはじめ、すべての人が安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー やユニバーサルデザインの推進を図っていくことが必要です。

アンケート調査では、外出のとき、不便に感じたり困ることとして「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」が約3割、「障がい者用駐車場が不備、または少ない」が約1割半となっています。

また、地域で安心・安全に日常生活を送るためにには、障がいの特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がい者自身や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して障がい者の安心・安全を守っていくことが重要です。

アンケート調査の結果をみると、災害等の緊急時に、一人で避難できない人の割合が約4割半となっており、安全に避難できない理由について、「避難場所まで行けない」「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」等となっています。

また、地震などの災害時に行政にしてほしいこととして、「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」が約4割と最も高く、次いで「安否確認のため見回りをしてほしい」、「避難所への誘導をしてほしい」となっています。

今後、災害時の支援体制の強化として福祉避難所の整備や災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化が必要です。

また、防犯に対する意識啓発や、関係機関や地域住民との連携・協力による見守り、障がい特性に配慮した防犯対策が必要です。

基本方針

障がい者をはじめ、地域に住むすべての人が、不便を感じることなく日常の生活を送ることができるよう、公共性の高い施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

安否確認や急病等の緊急時に対応できる仕組みを構築するとともに、障がいのある人の防災訓練への参加促進を通じて障がいのある人とない人が地域でともに支え合う体制づくりを目指します。

施策の方向

① 福祉のまちづくりの推進

○ バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進

- ・公共施設の新築、建て替えにあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの採用などに留意し、関係団体等の意見も聴取しながら計画を推進します。

○ 道路の整備

- ・計画的な舗装修繕や区画線などによる安全対策により、安全な歩行環境の確保に努めます。

○ 歩道や公園等の整備

- ・歩道や公園の維持修繕や長寿命化修繕に際し、障がい者が安全かつ快適に利用できるよう配慮した整備に努めます。

② 防災・防犯体制の整備

○ 防災意識の普及・啓発

- ・障がい者を援助するための防災知識をよりきめ細かく啓発することにより、町民に対する障がい者への理解を深めていきます。

○ 防災ネットワークの整備

- ・防災訓練や、自主防災組織活性化研修会等において災害弱者に対しての支援の大切さについて啓発していきます。
- ・自治会と連携し、個別支援プランの作成を図ります。

○ 自主防災組織等の育成

- ・防災・防犯対策には、地域や隣近所の協力と助け合いが不可欠であり、地域住民により組織される自主防災組織の構築をします。また、防災ボランティアの育成について社会福祉協議会と連携を図ります。
- ・防災コミュニティセンターの平日昼間については社会福祉協議会の職員が管理することにより、万が一災害が発生した際には迅速にボランティアセンターの立ち上げにつなげ、平常時には防災ボランティアの育成及び活躍の場として活用していきます。

○ 防災リーダーの育成

- ・地域防災の中心的な役割を担う「御嵩町防災リーダー」の育成を図ります。
- ・「防災リーダー会」の効果的な活動を推進し、自助・共助の原則のもと、会が自立し活動していくよう支援します。

○ 情報連絡体制の確保

- ・障がい者に対する災害に関する緊急情報の連絡体制の整備、地域防災拠点・避難所などにおける情報連絡体制の確保について、障がい者、障がい者団体、ボランティア団体等との連携を図ります。

○ 避難所の確保

- ・指定避難所での集団生活が困難な障がい者に対し、指定避難所以外の避難場所を確保するとともに、医療機関と連携による福祉用具や薬剤等を迅速に供給できる連絡体制の整備を図ります。
- ・障がい者の受け入れ可能な施設を避難所として、災害時の障がい者の支援を行います。

7

文化芸術活動・スポーツ等の振興

現状と課題

豊かで生きがいのある充実した生活を送るために、スポーツ・文化・レクリエーション活動は重要です。

アンケート調査によると、この1年間に、趣味や学習、スポーツなどの活動をしていない方が約4割半と多数を占めています。

そのため、地域における様々な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、関係団体、地域組織等との連携を図り、レクリエーションなど機会の充実や情報提供、活動を支援するとともに、参加しやすい環境づくりが必要です。

基本方針

障がいのある人がスポーツ、文化・芸術活動の楽しさを知り、自己実現や社会参加が図られるよう、障がいのある人が参加するスポーツやレクリエーション、文化・芸術サークル等を支援します。

また、障がいのある人もない人も相互に理解しあうよう交流を促進し、地域の人々とのふれあいの場となるよう内容・機会の充実を図ります。併せて、指導者などの人材育成を推進していきます。

施策の方向

① スポーツ・レクリエーション活動の振興

○ スポーツ・レクリエーション活動の拡充・支援

- 各種団体（御嵩町体育協会、みたけスポーツ・文化倶楽部等）と協力して、障がい者・健常者の区別なく参加可能な競技やローカルルールを検討し、大会等で検証します。

○ 指導者の養成

- スポーツ推進員に限らず、体育協会、スポーツ少年団でも障がい者スポーツの指導者やボランティアの育成を推進します。

○ 活動への支援

- 障がい者が気軽に参加できる種目を検討し、社会福祉法人や支援団体等へ情報提供します。

② 芸術・文化活動の振興

○ 芸術・文化活動の活性化への支援

- 芸術・文化活動の充実を図り、各種施設での生涯学習活動と連動する形で、新たな行事やイベントの実施、情報提供サービスの充実、障がい者の活動に対する支援の推進など、一層の参加支援に努めます。

- ・広報による講座等の案内を実施するなど参加者の拡大に努めます。

○ 指導者の養成

- ・障がい者の芸術・文化活動において、幅広い視野に立った指導者や活動を支えるボランティアなど、人材育成及び確保に努めます。
- ・ボランティア養成講座等を計画し実施していきます。

○ 生涯学習活動の充実

- ・各種講座等に障がい者が参加できる内容の検討、主に会場となる各公民館のバリアフリー化、社会福祉協議会等と連携した事業実施体制の整備に努めます。

8 重層的支援体制の構築

現状と課題

障がいのある人の地域での生活を支援するため、介護や家事援助等の福祉サービスや、施設職員、保健・医療従事者、行政職員等の障がいへの理解に加え、専門性の向上や、点訳・音訳や手話通訳、要約筆記等の専門職者の養成・確保が求められています。そのような状況の中で、府内及び関係機関で横断的に対応し、断らない相談支援体制として「重層的支援体制」の構築が求められています。

現在、町職員の研修については、岐阜県市町村研修センターの実施する研修に参加させるなど、人材の育成に努めています。

また、県と連携しながら第三者評価事業も実施しており、サービスの評価に取り組んでいます。

本計画の実施については、町民の理解と協力を得て、国・県・町及び民間がそれぞれの役割のもとに、連携を密にし、施策を推進することが必要です。

基本方針

障がい者が地域で生活するためには、介護や家事援助等福祉サービスの充実や、施設職員、保健・医療従事者、行政職員等の人材の育成・確保に努め、相談や支援の案件を府内及び関係機関で横断的に対応する重層的支援体制を構築します。

また、点訳・音訳や手話通訳、要約筆記等の専門職者の確保・充実を図ります。

施策の方向

① 各種専門分野の充実

○ 専門職種（人材）の確保・養成、サービスの質の向上

- ・各種研修・講習会に参加し、人材育成に努めていきます。個別事例相談に対応できる人材の確保・養成を推進していきます。
- ・担当職員の能力向上のための研修に係る情報収集及び提供を行います。

○ 各種養成研修への参加促進

- ・障がい者福祉サービスや相談支援の質の向上のため、障がい者福祉サービスや相談支援を提供する者、これらの者に対して必要な指導を行う者の育成を目的とした各種養成研修に対し、サービス提供者の受講の促進を図ります。

○ 第三者評価事業の整備

- ・事業者の提供するサービスの質を事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価事業の実施を岐阜県と連携、推進し、障がい者福祉サービス事業者の質の向上を図ります。

○ 公共サービス従事者の理解促進

- ・知識・理解を向上させるため、担当職員の研修派遣がしやすい環境をつくります。



1 基本指針について

(1) 国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成する。

- ・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ・障がい福祉人材の確保・定着
- ・障がい者の社会参加を支える取組定着

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進

- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい等に対する支援体制の充実
- ・依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・相談支援体制の充実・強化
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障がい者等に対する支援
- ・協議会の活性化

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、こども基本法（令和4年法律第77号）第3条第2号において、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されていることに加え、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2条第2項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでならなければならない旨が規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ・特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ・障がい児相談支援の提供体制の確保

基本指針では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の供給体制の確保に関する目標として、以下のとおり定めています。

障がい者等の自立支援の観点から地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として次に掲げる項目を設定することが適当である。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 成果目標

基本指針においては、障がい福祉サービス等の提供体制の確保等に係る目標を定めることができます。本計画においては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、施設入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等、相談支援体制の充実・強化等、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組について、成果目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者等の自立支援の観点から、施設に入所している人が、自宅やグループホームに移って自立した地域生活を送ることができることを目指し、令和8年度における成果目標を定めます。

【国の基本指針】

- ①地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ②施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

【目標設定の考え方】

- 国の基本指針に基づき、本町の施設入所者数を、令和4年度末の24人から2人の削減を進めるとともに、令和8年度末までの地域生活移行者数の目標を22人とします。

●第7期計画における成果目標

項目	令和4 年度末	令和8 年度末	考え方
施設入所者数	24人	22人	
施設入所から地域生活への移行者数		2人	国の基本指針による目標 $24\text{人} \times 6\% = 2\text{人}$
施設入所者の削減数		2人	国の基本指針による目標 $24\text{人} \times 5\% = 2\text{人}$

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて具体的な取り組みを展開する指標として、保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催などの活動指標を定めます。

【国の基本指針】

- ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ②精神病床における1年以上入院患者数に目標値を設定
- ③精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

【活動指標の考え方】

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための活動指標は、岐阜県の目標に沿ったものとします。
- 障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの機能について検討を進めます。
- 精神障がい者の家族に対する支援の充実に向け、保健、医療、福祉関係者の協議の場を活用し、検討を進めます。

●第7期計画における活動指標

項目	令和4年 度実績	令和8年 度見込	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	10回	10回	中濃圏域での勉強会等への参加
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	30人	上記参加のべ人数
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	10回	10回	中濃圏域での勉強会等において実施
精神障がい者の地域移行支援	0人	1人	令和4年度実績をもとに令和8年度末の状況を見込みます。
精神障がい者の地域定着支援	0人	1人	
精神障がい者の共同生活援助	4人	5人	
精神障がい者の自立生活援助	0人	1人	

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者が安心して地域生活を送れるよう支援する地域生活支援拠点等の設置と機能の充実について、令和5年度までにおける成果目標を定めます。

【国の基本指針】

- ①各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ②強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

【目標設定の考え方】

- 令和元年度から推進している、中濃圏域の事業所との連携による地域生活支援拠点等の面的整備を今後も推進し、地域生活支援拠点等の趣旨、必要性等について周知を図り、参加事業所の増加を目指します。
- 地域生活支援拠点等の面的な体制の強化に取り組むとともに、その運用状況の検証、検討が年1回以上行える体制を構築します。
- 強度行動障がいを有する者に関する支援体制を構築します。

●第7期計画における成果目標

項目	令和4年度	目標	考え方
地域生活支援拠点等の数	1か所	1か所	事業所との連携による面的整備を実施する。
コーディネーターの配置人数	1人	1人	
運用状況の検証、検討の回数		年1回	自立支援協議会において実施する。
強度行動障がいを有する者に関する支援体制		体制の構築	国の指針による目標。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行促進、一般就労後の職場定着を図るため、令和8年度までにおける成果目標を定めます。

【国の基本指針】

- ①一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ③就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上。
- ④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上。

【目標設定の考え方】

- 本町の令和3年度末の一般就労移行者数は2人、また、就労移行支援事業の利用者は5人でした。
- 令和8年度末における一般企業等に就労する人の目標を5人とし、そのうち就労移行支援事業利用者が1人、就労継続支援A型事業利用者が3人、就労継続支援B型事業利用者が1人と設定します。
- 令和8年度末における一般就労移行者割合が5割以上の事業所の割合を5割以上に設定します。
- 町内に就労定着支援事業所がありませんが、事業所の誘致等の際には、就労定着率が7割以上になるよう指導、助言等を行います。

●第7期計画における成果目標

項目	令和3 年度末	目標	考え方
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	2人	5人	国の基本指針による目標 $2\text{人} \times 1.28 \div 3 = 0.8\text{人以上}$
うち就労移行支援事業の利用者	0人	1人	$0\text{人} \times 1.31 = 0\text{人以上}$
うち就労継続支援 A型事業の利用者	2人	3人	$2\text{人} \times 1.29 \div 3 = 0.8\text{人以上}$
うち就労継続支援 B型事業の利用者	0人	1人	$0\text{人} \times 1.28 = 0\text{人以上}$
一般就労移行者割合が5割以上の事業所の割合		5割以上	国の指針による目標
一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数	0人	1人	$0\text{人} \times 1.41 \div 0 = 0\text{人以上}$
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	—	—	町内に事業所がないため目標を設定できません。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援提供体制の整備を図るため、令和8年度までにおける成果目標及び活動指標を定めます。

【国の基本指針】

- ①児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上。
- ②全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築。
- ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上。
- ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【目標設定の考え方】

- 児童発達支援センターについては、令和8年度末までに、町内1か所確保することを目標とします。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制について、

令和8年度末までに、体制を構築することを目指します。

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保については、引き続きサービスの維持に努めます。
- 医療的ケア児支援のための体制整備に努めます。

●第7期計画における成果目標

項目	令和4 年度末	令和8年度 目標	考え方
児童発達支援センターの設置	なし	町内で1か所	国の指針による目標
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	なし	体制の構築	国の指針による目標
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス	中濃圏域で 1か所	中濃圏域で 1か所	国の指針による目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	なし	体制の構築	国の指針による目標

（6）相談支援体制の充実・強化等

障がい者、障がい児への相談支援体制の充実・強化を図るため、令和8年度までにおける成果目標を定めます。

【国の基本指針】

- ①各市町村において、基幹相談支援センターを設置等。
- ②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等。

【目標設定の考え方】

- 基幹相談支援センターの設置については、引き続き体制確保します。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを目指します。

●第7期計画における成果目標

項目	令和4年度 実績	令和8年度 見込	考え方
総合的・専門的な相談支援 (基幹相談支援センター)	設置	設置	基幹相談支援センターを引き続き設置する。
協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制		体制の構築	国の指針による目標

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

適切な障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の提供と、その質の向上を図るために、令和8年度までにおける成果目標を定めます。

【国の基本指針】

①各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築。

【目標設定の考え方】

- 障がい福祉サービス等の質を向上させる取組については、岐阜県等が実施する障がい福祉サービス等に関する研修等へ職員が参加するとともに、審査支払システム等による審査結果の分析を活用し、関係機関と共有する体制を構築します。

●第7期計画における成果目標

項目	令和4年度 実績	令和8年度 見込	考え方
障がい福祉サービス等に係る研修の活用	1人	1人	岐阜県等が実施する研修等へ職員が参加する。
審査支払システム等による審査結果の分析を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施	年1回	年1回	自立支援協議会等において分析結果等を共有する。

3 障がい福祉サービス等の利用見込みと確保策等

(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
居宅介護	障がい者の自宅で、入浴・排泄・食時等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする肢体の重度障がい者に、自宅で入浴・排泄・食時等の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に、移動時または外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護、排泄、食事の介護を行います。
行動援護	常に介護を必要とし、知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難を有する方に、行動する時に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通及び障がいによって行動上著しい困難を有する方に、居宅介護、生活介護、短期入所等の支援を包括的に行います。

② 第7期計画における見込量算出の考え方

- 令和3年度から令和5年度の利用者数及び利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込量を算出します。

③ 第7期計画における見込み

サービス名	区分	第7期計画（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人／月	13	14	15
	時間／月	130	140	150
重度訪問介護	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
同行援護	人／月	1	2	2
	時間／月	1	2	2
行動援護	人／月	4	5	5
	時間／月	14	17	17
重度障がい者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

④ 見込量の確保に向けた方策

- 一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 近隣市町においても重症心身障がい者へ支援が提供できるよう連携に努めます。
- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行い、障害者総合支援法やニーズ等を周知し、新規参入を働きかけます。
- 高い専門性が必要とされる重度訪問介護や行動援護・同行援護が提供できるよう事業所の確保に努めます。
- 障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスが提供できるよう努めるとともに、サービス提供事業者に対して専門的人材の確保とその質的向上を図るよう引き続き働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	病院や施設を退院・退所した方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	病院や施設の退院・退所者が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した方に、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供します。
就労移行支援	一般就労を目指す方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な方と雇用契約を結び、就労の機会の提供や生産活動の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	企業等や就労継続支援A型での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方や、雇用契約に結び付かなかつた方に、就労機会や生産活動の場、就労に向けた支援等を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	常に医療及び介護を必要とする方で、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の支援等を行います。

サービス名	サービスの内容
短期入所（福祉型）	居宅での介護者が病気などにより介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護を行います。
短期入所（医療型）	居宅での介護者が病気などにより、介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護及び医学的管理のもとでの治療等を行います。

② 第7期計画における見込量算出の考え方

- 令和3年度から令和5年度の利用者数及び利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込量を算出します。
- また、特別支援学校からの新規卒業による利用者数、施設入所からの移行者数を勘案しています。

③ 第7期計画における見込み

サービス名	区分	第7期計画（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人／月	70	71	71
	人日／月	1290	1310	1310
うち重度障がい者	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人／月	4	5	5
	人日／月	60	65	65
就労選択支援	人／月	-	0	0
	人日／月	-	0	0
就労移行支援	人／月	2	2	3
	人日／月	25	25	30
就労継続支援（A型）	人／月	31	32	33
	人日／月	580	600	620
就労継続支援（B型）	人／月	38	39	40
	人日／月	710	730	750
就労定着支援	人／月	1	1	1
療養介護	人／月	0	0	0
短期入所（福祉型）	人／月	10	12	14
	人日／月	90	110	130
うち重度障がい者	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
短期入所（医療型）	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
うち重度障がい者	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0

④ 見込量の確保に向けた方策

- 利用者のニーズにあった日中活動が送れるようサービスの提供体制整備に努めます。
- 必要な福祉サービスを身近な地域で利用することができるよう、サービス提供事業者を確保するため、事業を実施する意向がある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。
- 障がいのある人のニーズとサービス提供との隔たりなどの課題を見極め、ニーズに即した使いやすいサービスを提供し、地域生活への移行を進めるため、施設入所者に対し、日中活動系サービスの利用を促進します。
- 通所施設へ通所しやすい環境づくりに努めます。
- 障がい者の就職準備のための訓練等の場を提供し、職域拡大・各種相談事業を行う相談支援事業所の運営を支援します。
- 町行政機関や公共職業安定所・障がい者職業センター・就労系サービス事業所などとの連携を図りながら「障害者雇用促進法」に基づく各種の助成制度や優遇措置等について啓発活動を行います。
- 相談・情報提供・職場開発等のスタッフ及び機能を充実し、一般就労に移行した障がいのある人が、安定した就労生活を継続できるよう支援を行います。
- 就労移行支援事業を活用した「職場定着支援」を企業へPRし、利用促進を働きかけ、一般就労した障がいのある人の就労定着支援に努めます。
- 身近な場所で就労ができるようにするため、事業所の確保に努めるとともに、交通費の助成など、ハード面、ソフト面、両面の整備を行っていきます。

(3) 居住系サービス

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
施設入所支援	障がい者支援施設等の入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む住宅において、相談や日常生活の援助、介護を行います。
自立生活援助	定期的に居宅を訪問し、家事などに課題はないか、体調に変化はないか等の確認をし、必要な助言を行うとともに、利用者からの相談や要請により訪問等による対応を行います。

② 第7期計画における見込量算出の考え方

- 令和3年度から令和5年度の利用者数及び利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込量を算出します。
- 共同生活援助については、新たに開設予定の事業所を勘案しています。
- また、施設入所からの地域移行者数を勘案しています。

③ 第7期計画における見込み

サービス名	区分	第7期計画（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人／月	26	26	26
共同生活援助	人／月	19	20	21
うち重度障がい者	人／月	0	0	0
自立生活援助	人／月	0	0	0

④ 見込量の確保に向けた方策

- 地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、国・県等の施設整備補助制度について、指定障がい福祉サービス事業者に対し、わかりやすい情報提供に努め、グループホームの整備について施設・事業所への働きかけを行うとともに、近隣市町と連携し、推進していきます。
- 施設整備に対し、地域住民の理解と協力を求めていくとともに、グループホームなどで体験的に地域生活を行うなど、地域生活への移行を支援します。
- 円滑な地域生活が送れるよう、障がいのある人に対する地域住民の理解と協力が得られるように啓発活動を推進します。
- 施設入所待機者の現況を確認し、ニーズの把握と地域生活継続の可能性等を検討します。

(4) 相談支援

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援など）を利用する全ての方に、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談を行います。

② 第7期計画における見込量算出の考え方

- 令和3年度から令和5年度の利用者数及び利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込量を算出します。
- 計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者全てを対象としています。
- 地域移行支援については、入所支援、精神科病院から地域生活への移行者数を勘案しています。
- 地域定着支援については、地域生活への移行者数、居宅において単身で生活し、地域生活が不安定な方を勘案しています。

③ 第7期計画における見込み

サービス名	区分	第7期計画（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人／月	40	40	40
地域移行支援	人／月	1	1	1
地域定着支援	人／月	1	1	1

④ 見込量の確保に向けた方策

- 岐阜県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。
- 特別支援学校在校生への計画相談支援導入の流れ（時期、関わる相談支援事業所等）を確立し、周知に努めます。

- 計画相談支援等の実施に伴い相談支援専門員が把握したニーズや課題を御嵩町地域自立支援協議会へ集約し、適切な支援が受けられるよう関係機関、事業所との連携を図ります。
- 障がい者支援施設等と事業所との情報共有を行い、スムーズな地域移行が可能となるよう取り組みます。

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がい者が安心して自律した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により市町村または都道府県が行うこととされ、法律上実施すべき必須事業に加え、障がい福祉サービス等の提供状況や障がい者のニーズに基づいて、必要な事業を実施することができるとされています。

(1) 必須事業

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活や社会生活を営む上で支障となる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を促進する研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域における自発的な取り組みを支援します。
障害者相談支援事業	障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、基幹相談支援センターの設置等相談体制の充実を図り、より良い支援方法の提供を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業を適正かつ円滑に実施できるよう、専門的職員を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な方に、入居に必要な調整や地域生活等の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい者の権利擁護のため成年後見制度を利用することが適当であると認められる方に、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者等の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な方に、窓口に手話通訳者等の設置を行います。

サービス名	サービスの内容
日常生活用具給付事業	日常生活上の便宜を図るため、日常生活上必要となる生活用具の支給を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活の会話ができる知識や表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。
移動支援事業	障がい者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。

② 第7期計画における見込量算出の考え方

- 令和3年度から令和5年度の利用者数及び利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込量を算出します。

③ 第7期計画における見込み

サービス名	区分	第7期計画（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
障害者相談支援事業	実施箇所	7	7	7
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	8	10	10
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数	3	3
	自立生活支援用具	給付件数	3	3
	在宅療養等支援用具	給付件数	3	3
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	2	2
	排泄管理支援用具	給付件数	460	460
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	1	1
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数	3	3	3

サービス名	区分	第7期計画（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	6	6	6
	利用時間数	440	440	440
地域活動支援センター	箇所（町内）	0	0	0
	箇所（町外）	3	3	3
	延べ利用者数	700	700	700

見込量の確保に向けた方策

- 障がい者を取り巻く地域の理解促進を図るとともに、総合的・専門的な支援体制の充実を図ります。
- 障がい福祉サービス事業所やNPO法人等による地域活動支援センターの設置を支援するとともに、適切な運営とサービスの質の向上を促します。
- 障がい者の地域生活を支援するため、必要な支援の充実を図ります。
- 地域における重度身体障がい者のニーズへの対応に努めます。
- 障がい者の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

（2）任意事業

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
訪問入浴事業	在宅の重度身体障がい者で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な方に、訪問入浴を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、介護者の負担軽減を図ります。

② 第7期計画における見込量算出の考え方

- 令和3年度から令和5年度の利用者数及び利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込量を算出します。

③ 第7期計画における見込み

サービス名	区分	第7期計画（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	実利用者数	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数	25	28	28

見込量の確保に向けた方策

- 重度身体障がい者の地域での生活を支援するため、ニーズへの対応に努めます。
- 障がい者の地域生活を支援するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。
- 障がい福祉サービス事業所や特定非営利活動法人等による事業実施を促すとともに、適切な運営とサービスの質の向上を促します。

5 障がい児通所支援等の利用見込と確保策等

(1) 障がい児通所支援

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び医療的管理下において必要な治療を行います。
放課後等デイサービス	特別支援学校等に通学している児童に、授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流その他の便宜を供与します。
保育所等訪問支援	保育園等に訪問し、他の幼児との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

② 第3期計画における見込量算出の考え方

- 令和3年度から令和5年度の利用者数及び利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込量を算出します。

③ 第3期計画における見込み

サービス名	区分	第3期計画（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人／月	3	4	4
	人日／月	7	10	10

サービス名	区分	第3期計画（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人／月	42	44	46
	人日／月	420	440	460
保育所等訪問支援	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0

④ 見込量の確保に向けた方策

- 既存の障がい児通所支援事業所に対し、利用の拡大を働きかけるとともに、発達段階に合わせて、専門的に支援を受けることができる事業所の確保に努めます。
- 既存の障がい福祉サービス事業所に対し、障がい児通所支援への新規参入を働きかけます。
- 町内だけでは確保が難しいサービスについては、近隣市町の事業所での利用がしやすくなるよう、連携の強化や情報提供の充実に努めます。
- 障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに対して、発達段階における課題を早期に発見し、適切な療育が受けられる体制づくりに努めます。
- 訪問支援等については、関係機関と連携をはかり、途切れのない支援に繋げることができるよう体制を整えていきます。
- 障がい児が利用できるサービスについて周知を行うとともに、地域の障がい児医療体制の支援に努めます。
- 放課後デイサービスについては、障がいの特性に応じた支援及び生活能力向上のための訓練ができるように事業所へ働きかけを行います。

（2）障がい児相談支援

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての児童に、相談支援専門員が利用のための支援や調整を行い、障がい児支援利用計画案を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、福祉・保健・医療・保育・教育等の関連分野の支援を調整するためのコーディネーターを配置します。

② 第3期計画における見込量算出の考え方

- 令和3年度から令和5年度の利用者数及び利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込量を算出します。
- 障がい児相談支援については、障がい児通所支援の利用者全てを対象としています。

③ 第3期計画における見込み

サービス名	区分	第3期計画（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人／月	10	11	12
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーター	人	0	0	1

④ 見込量の確保に向けた方策

- 指定障がい児相談支援事業所の立ち上げに対する支援や、障がい児相談支援体制の整備を図ります。
- 特別支援学校卒業者や、入所施設、医療機関から地域生活に移行する人等のニーズにも対応できるよう、町内だけでは確保が難しいサービスについては、近隣市町の事業所の利用がしやすくなるよう、連携強化や情報提供の充実に努めます。
- 障がい児相談支援について、障がい児をとりまく環境に応じて柔軟に対応していくよう、相談員の充実、相談体制の重層化を図り、体制を整えていきます。



第6章

計画の推進

1 庁内の連携

障がいの理解に向けや啓発やサービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置づけられます。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関との連携

障がい者が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する町民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、医療機関、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

また、障がい福祉サービス等の利用者の状況等を踏まえ、必要に応じて国や県に対し要望や提言を行っていきます。

3 計画の進行管理

障がい福祉サービス、障がい児通所支援、地域生活支援事業等に関する本計画については、御嵩町障がい者自立支援協議会において、計画の進捗状況やサービス見込み量、成果目標の達成状況について点検・評価を行います。

4 計画の弾力的な運用

計画期間中においても、障がい者等のニーズの多様化、経済状況の変化など社会環境の変化が予想されることから、これらの社会環境の変化や国の動向を踏まえ、効率的で弾力的な運用に努めます。